

事 務 連 絡
令和7年6月11日

管内旅客自動車運送事業者 各位

宮城運輸支局長
(公印省略)

夏季における重点的な乗客の車内への置き去り防止の徹底について

標記について、令和7年6月5日付けで自動車交通部長から通知があったので、了
知願います。

事 務 連 絡

令和 7 年 6 月 5 日

宮城運輸支局長 殿

自 動 車 交 通 部 長

(公 印 省 略)

夏季における重点的な乗客の車内への置き去り防止の徹底について

標記について、令和 7 年 6 月 5 日付け事務連絡により、物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴支局管内のバス協会及び非加盟の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に対し周知されたい。

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 5 日

各運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

夏季における重点的な乗客の車内への置き去り防止の徹底について

当該事案については、数次にわたり当職事務連絡「乗客の車内への置き去り防止の徹底について」により、必要な対策の周知徹底を求めてきたところである。

今般、東京都内の一般乗合バス事業者が車内点検を怠り、バス車内に乗客を置き去りにする事案が度々発生している。既に気温の高い時期を迎えているなか、車内の温度も高温になるなど、状況によっては人命に関わる事態であることから、その対策は極めて重要である。

置き去り事案の発生は、旅客運送の安全性に対する国民からの信頼を大きく揺るがすものとなるところ、夏季における乗客等の車内への置き去りを重点的に防止するため、下記の措置を改めて徹底するよう管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に周知されたい。

記

○運行終了後及び帰庫後に全座席の点検を実施する等車内への乗客の置き去りを防止するために必要な措置を改めて徹底し、現在の車内確認の実施方法について再点検すること。

○上記確認や点検については、複数の人員で実施する等の確実な実施方法に加え、乗客の置き去り防止の観点から車庫内での車両の保管方法について検討し、夏季にあっては、一層十分な措置を講じること。

以上